

東京都入札監視委員会第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和4年1月19日(水) 都庁第一本庁舎35階第一入札室	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和3年1月1日～令和3年3月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	1件	
指名競争	2件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1> (高落札率事案) 東京消防庁昭島消防署昭和出張所(仮称)庁舎(2)改築空調設備工事 [希望制指名競争入札]	
	Q 3月という忙しい時期に発注しなければならなかった理由を教えてください。	A 発注時期については、主体となる建築工事の事業者が不調により再発注となったため、令和3年2月下旬に決まり、その後入札を実施したため、3月発注となった。
	Q 辞退理由について、電子調達システム上で理由を選択する形になっているものをさらに踏み込んで、事業者ヒアリングする必要があると思うがいかがか。	A 今後、事業者ヒアリングの実施なども検討し、状況の把握に努めていく。
	意見：事業者からの辞退理由の確認についてヒアリングなど工夫ができないか考えていただきたい。	
	<議案2> (高額事案) 野伏漁港船客待合所(2)新築工事その2 [一般競争入札]	
Q 本事案は、不調で再発注となっているがどういった原因が考えられるか。	A 設計内容が島しょにおける工事の特性を十分反映しきれていなかった。ヒアリング等が十分ではなかったため、大型資機材の運搬にはチャーター船が必要なこと、作業員は島内での確保が難しいこと等が把握できていなかった。	

<p>Q 島しょ工事において、今後に向けた改善策として考えていることはあるか。</p>	<p>A  後は、経済性にもしっかりと配慮しながら、コンサル等を通じて、工事に精通した業者にヒアリングや見積り等を可能な限り行い、より実態を踏まえた設計を行っていく。</p>
<p>意見：不調を繰り返したことについて、反省点や注意点があることは発注部局で理解されているようなので、審議の内容を踏まえ、今後の島しょ部の工事の改善につなげていただきたい。</p>	
<p><b>&lt;議案3&gt; (一者入札の事案)</b>  <b>令和2年度元町港駐車場及びその他整備工事</b>  <b>[希望制指名競争入札]</b></p>	
<p>Q 一般的な工事業者が壁面に絵を描くのは難しいと予見できなかったのか。別途発注を考えなかったのか。</p>	<p>A  壁画塗装工は技術的に難しいとは予想していたが、複数の事業者が同じところで施工する管理の難しさより、受注者を1者にしてしっかり管理してもらう方がメリットが多いと考え、一括発注とした。</p>
<p>Q 駐車場整備と壁画を同時施工するのではなく、発注時期をずらして分割発注することを考えてもよかったのではないか。</p>	<p>A  今後、同様の工事では、分割発注についても検討していきたい。</p>
<p>Q なぜ、島外の事業者を指名しなかったのか。</p>	<p>A  過酷な気象条件下における適正履行の確保や災害時の迅速な対応のための技術力の向上等の観点から島内に事業所を有する事業者を優先して指名している。</p>
<p>意見：競争性をより高めていくために、分割発注や発注時期等を含めて、今後検討していただきたい。</p>	
<p><b>&lt;議案4&gt; (高額事案)</b>  <b>第二桃園川幹線その2工事</b>  <b>[特命随意契約]</b></p>	
<p>Q その1工事をやった会社でないと、その2工事のシールド工事はできないというのがわかりにくい。</p>	<p>A  その1とその2の各工事は本来一体で発注する工事であるが、全体工期が5年を超え国庫補助金の関係から、分割して発注した。  その1工事は競争入札を実施したが、その際、その2工事が後続工事としてあることを示した上で入札してい</p>

	る。その2工事では、その1工事で使用したシールド機で引き続き掘削する必要があり、それにはシールド機の製作会社の知見がないと施工できないことから、今回特命随意契約とした。
Q 本来であれば、競争入札が実施できるようにエリアを区切るべきであるが、今回は、工事期間が5年以上という長期間にわたるようなエリアの区切り方となった理由は何か。	A 今回のエリアについては、シールド機を出し入れするための立て坑できる用地の確保が難しく、長期間の工事にせざるを得なかった。
意見：特命随意契約の理由について、正確に説明できるようにしていただきたい。	
<b>&lt;議案5&gt; (同一事業者長期継続受注事案) 清瀬水再生センター監視制御設備改良・補修工事 [特命随意契約]</b>	
Q 長期計画に基づき改修することになっていると思うが、今回の改良・補修工事は、長期計画で想定した費用と比較するとどのような状況であるか。	A 価格上昇等はあるが、本設備は、平成29年に更新しており、更新後数年しか経過していないこともあるため、ほぼ想定どおりの費用で対応できている。
Q 東京都の水再生センターの監視制御設備はここだけでないと思うが、他のセンターでも再構築の時に入札状況を検証しているか。	A 他のセンターにおいても、再構築の際には競争入札を実施しており、その入札結果を確認している。
意見：監視制御設備工事について、他の再生センターの状況をまとめた資料を作成し、再構築時の競争性が確保できているかどうかを確認できるようにしていただきたい。	
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案5までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。

談合情報案件	項 目		工 事	物品・業務	件数計
	談 合 情 報		1 件	1 件	2 件
		うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回 答	
	<議案6>				
	Q 誰が見ても事実誤認が明らかな情報の場合、談合情報委員会に付議しないということとはできないのか。			A 談合情報があった場合、談合情報検討委員会には付議することになっている。今回、所の委員会では、慎重を期して調査はすべきと判断した。	
	<議案7>				
	Q 談合情報検討委員会の議事録は、局によって違うのか。			A 談合情報検討委員会は、それぞれの部局に設置されており、違う可能性はある。	
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に異議はない。				